



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 S G ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 松 本 秀 一
 (コード番号 9143 東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営企画担当 吉田 貴行
 (TEL. 075-693-8850)

当社グループ従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入（詳細決定）に 関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 28 日開催の取締役会において、当社グループ従業員を対象とした従業員インセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、公表いたしました。本日開催の取締役会において、下記の通り、本制度の導入時期、期間、取得株式の総額等の詳細について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、当社の持続的な企業価値増大に向け、当社および当社のグループ会社の従業員（以下「当社グループ従業員」といいます。）の経営参画意識の向上ならびに業務に対する意欲を一層高めることを目的に、人的資本経営の一環として、本制度を導入します。
- (2) 本制度では、株式付与 E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。

なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

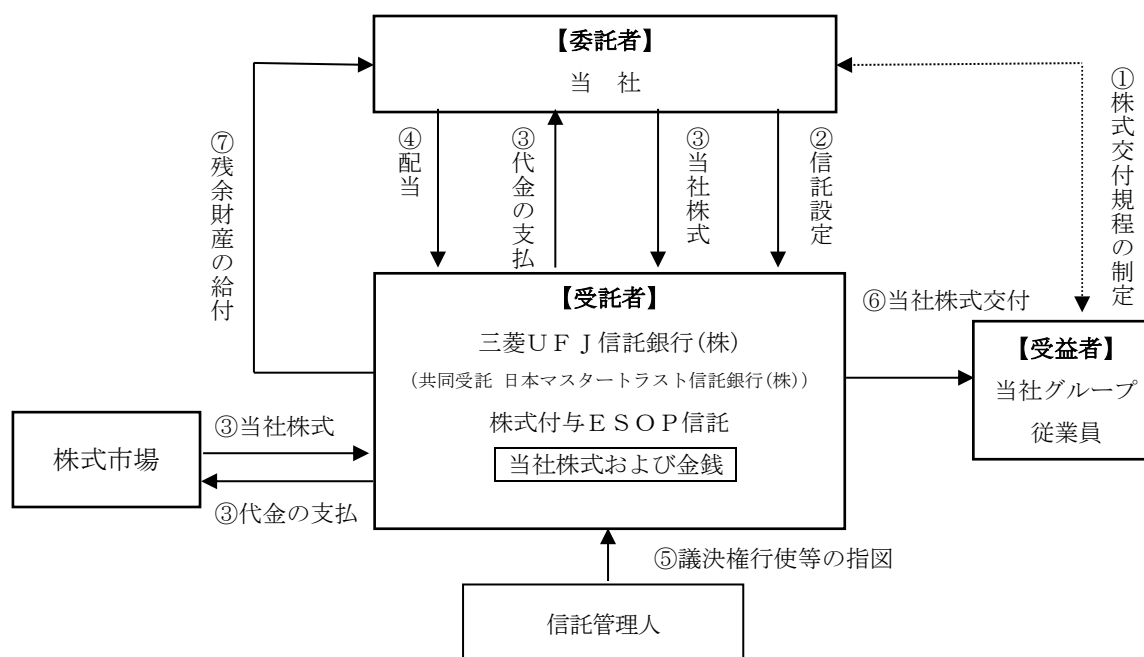
- (3) 本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、当社グループ従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である当社グループ従業員の意思が反映される仕組みであり、当社グループ従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(※) 本制度の詳細決定に伴い、現在当社が保有する自己株式14,924,790株(2025年3月31日現在)のうち、

3,879,400株 (5,871百万円) を E S O P 信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「当社グループ従業員を対象としたインセンティブ・プラン導入に伴う株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する当社グループ従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ③ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する当社グループ従業員に対して、当社株式が交付されます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度としてE S O P信託を継続利用するか、E S O P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じたE S O P信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、E S O P信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりE S O P信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体へ寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、E S O P信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社グループ従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社グループ従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2025年5月26日（予定）
信託の期間	2025年5月26日～2028年8月31日（予定）
制度開始日	2025年5月26日（予定）
議決権行使	受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	5,871百万円
株式の取得方法	株式市場または当社自己株式の処分により取得

以 上